

古仁屋小学校いじめ防止基本方針

学校教育目標

夢や憧れをもち、ともに磨き高め合う、心豊かでたくましい古仁屋の子の育成

いじめ防止対策目標

- 1 学校と家庭、町、関係機関等の密接な連携のもと、いじめの防止や早期発見、対応に取り組む。
- 2 いじめ問題への直接対応とともに、学校や家庭、地域、それぞれの生活の特性を生かしていじめを生まない規律あるよりよい集団づくりに取り組む。
- 3 学校内外のいじめ根絶のために、いじめ問題の啓発及びいじめの早期発見・未然防止に努める。
- 4 いじめ問題の特質をふまえ、組織的に、迅速かつ公平・中立な立場に立って対応できる体制を整える。
- 5 いじめ・不登校対策委員会で行う取り組み内容の評価・検証・修正を行い画一的な対応とならぬようにする。

家庭・地域との連携

○家庭

◇PTA各種会合でのいじめ防止基本方針の啓発やいじめ防止対策を含む教育活動の理解推進

◇親子のふれあいや保護者相互の親睦充実による連携強化

◇定期的教育相談の実施

○地域

◇学校運営協議会や小学校区教育懇談会での意見交換

◇学校行事への招待

【古仁屋小学校いじめ・不登校対策委員会】

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正（PDCAサイクル）を行う組織である。

1 目的

いじめ問題の有無やいじめ問題への取り組みを定期的に点検・評価し改善していくことで、いじめ問題に学校・家庭・地域全体で取り組む体制を確立・維持する。

2 構成

管理職、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、関係学級担任、PTA会長、SC その他事案によっては、必要に応じて関係者及び外部専門家の参加により、公平性・中立性・客観性を保つ。

関係機関等との連携

○町教育委員会

◇町教育委員会指導主事の招聘及び助言、職員研修への講師招聘依頼

◇町いじめ対策連絡協議会による評価・検証や助言

○関係幼保小中高等学校

◇適時適切な情報共有や意見交換推進

◇幼保小中連携した指導内容による生徒指導の充実

○警察や県、町保健福祉課、関係機関等

◇安心安全な教育環境づくりのための措置の充実

【重点課題】

○豊かな心の育成

◇全職員による生徒指導の徹底

◇命の指導を含む道徳教育等の教育課程の見直しと改善

◇体験的活動の充実による連帯感、自己有用感等の育成

◇学級活動や児童会活動の充実による自己指導能力の育成

○健やかな体づくり

◇個別の適切な目標設定と自主的体力づくりの推奨

○教職員の子どもたちと向き合える環境づくり

◇信頼関係の構築

◇向き合う時間の確保

○教職員の資質向上

◇いじめ問題の理解や対応についての職員研修の実施

◇総合的組織的な取組への共通理解

○開かれた学校づくりと家庭や地域への啓発推進

◇家庭・地域・各関係機関団体等との連携強化

◇いじめ対策の理解と啓発活動の推進

【いじめの未然防止】

○教職員の取組：児童一人一人が大切にされる授業、相互に認め合う学級・学校集団づくりにより、いじめをしない、させない、許さない学習環境をつくる。

※全校で取り組む人権尊重の視点に立った授業づくりや学級づくり

※自己指導力を育てる教職員一人一人の学習指導・生徒指導力の向上への取組

○児童の取組：いじめをしない、させない温かい人間関係づくりに努める。

※児童会による仲間づくり活動や全校遊び

※人権集会の充実（人権ポスター、人権作文、人権標語等）

○保護者の取組：「いじめ」の理解を進めるとともに保護者と児童及び保護者相互が声を交わしたりふれあったりする場をつくり、相談しやすい環境とする。

※「いじめ」に係る道徳授業参観や学級PTAやPTA総会での「いじめ」の理解や「いじめ防止基本方針」についての啓発

※家庭教育学級、PTAによる街頭指導、親子による奉仕作業、体験活動、各種体育行事への積極的な参加や応援

【いじめの早期発見】

○教職員の取組：いじめ根絶への意識や感覚を研ぎ澄まし、見逃さない。

※生徒指導連絡会での情報交換

※県いじめ対策必携を活用しての「いじめ」の理解及び対応等の定期的確認

※日常の児童や教室設営等の観察とアンケートやひまわり相談等の実施

※不安や悩みを相談しやすい教職員と児童及び保護者との雰囲気づくり

○児童の取組：「いじめ」を見抜き、解決に向かって行動する雰囲気をつくる。

※「いじめ問題を考える週間」「校内人権週間・週間」の実施

○保護者の取組：子どもの変化に気付く落ち着いた家庭環境づくりに努めるとともに、いじめの疑いがあるときには、速やかに学校等へ通報する。

※「早寝・早起き・朝ご飯」の推奨や家族団らん、タイムスケジュールカード記入による生活リズム点検や家庭学習見届け等による子どもとの語らいや観察

とともにやPTA行事への参加推奨

※我が子に限らず、また、他校籍の児童であっても必ず通報することの徹底

【いじめに対する早期対応・対処】

○教職員の取組：組織的に、迅速かつ公平・中立な立場で毅然と対応する。

※いじめ・不登校対策委員会の評価・検証を受けての適切な対応や措置の修正

※児童が安心して学習できる生活・学習環境の速やかな確保と適切な指導

○児童の取組：児童の立場からいじめを許さない学習環境づくりに取り組む。

※被害児童・加害児童への適切なケア及び指導。校内人権週間・月間の実施

○保護者の取組：いじめ対応を公平な立場で理解し望ましい学習環境構築に協力する。

※学校と一体となったいじめ根絶への対応、家庭での居場所づくり

○いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われる行為が発生した際は、被害を受けた児童の命や安全を守ることを最優先に対応するために、警察に相談し、連携する。

【いじめ防止対策の体制】

○生徒指導体制の見直し

◇いじめ防止基本方針の視点での指導体制の見直しと職員の共通理解・実践の体制確立

○職員研修の充実

◇事例研修や教育相談、心理検査手法等のきめ細やかな児童理解や人間関係づくり等に資する研修の実施、必携の活用

○いじめ防止対策基本方針の見直し

◇学校評価での確認

◇学校関係者評価での確認

○相談体制の改善

◇実態把握の定期調査実施と相談窓口の周知徹底と確実な事実確認

○多様な対応

◇スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携

○情報収集の工夫

◇校外各種会合での情報収集

◇学校ネットパトロール事業検索結果の活用

◇メールによる情報収集

○情報発信の工夫

◇いじめ問題に係る啓発資料の積極的活用